

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	北川村

## 北川村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 北川村経済建設課  
所在地 北川村野友甲 1530 番地  
電話番号 0887-32-1222  
FAX番号 0887-32-1234  
メールアドレス kensetsu@vill.kitagawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	村内全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹（ゆず）	90千円、1.6ha
シカ	果樹（ゆず）	440千円、10ha
サル	水稻・果樹（ゆず）	262千円、10.6ha
カラス	水稻・果樹（ゆず）	98千円、5.1ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシやシカ、サルの生息地域が拡大し、農林作物の被害が北川村全域で確認されている。シカについては基幹作物である「ゆず」の樹皮をはぐ被害や新芽への食害については深刻であり、ゆず振興に取り組んでいる本村にとって深刻な問題となっている。また、カラスによる被害も増えており、令和8年度からの対象鳥獣に追加し、サルによる被害対策としては、令和7年度に箱わなを設置した。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	90千円	63千円
シカ	440千円	308千円
サル	262千円	183千円
カラス	98千円	67千円

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	1.6ha	1.12ha
シカ	10ha	7ha

サル	10.6ha	7.42ha
カラス	5.1ha	3.57ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>▼捕獲体制の整備（駆除）</p> <p>令和4年度 処理：埋没 イノシシ：202頭、シカ：748頭、サル50頭、カラス：70羽</p> <p>令和5年度 処理：埋没 イノシシ：180頭、シカ：628頭、サル42頭、カラス：14羽</p> <p>令和6年度 処理：埋没 イノシシ：121頭、シカ：518頭、サル41頭、カラス：7羽</p> <p>▼捕獲機材の導入</p> <p>令和4年度</p> <p>①鳥獣被害防止総合対策交付金 (鳥獣被害防止総合対策推進事業) オリモ式大物罟 L 型 28 セット 184,800 円 オリモ式大物罟 28 セット 154,000 円 笠松式わな 49 セット 382,200 円 イノシシ捕獲オリ 8 基 686,400 円</p> <p>令和5年度</p> <p>①鳥獣被害防止総合対策交付金 (鳥獣被害防止総合対策推進事業) イノシシ用捕獲檻 2 基購入 176,000 円</p> <p>令和6年度</p> <p>①鳥獣被害防止総合対策交付金</p>	<p>・狩猟者の確保(減少及び高齢化)</p> <p>・近隣市町村との連携捕獲</p>

	(鳥獣被害防止総合対策推進事業) サル用囲い罫1基購入 935,000円	
防護柵の設置等に関する取組	①鳥獣被害緊急対策事業費補助金 令和4年度(申請金額) 防護ネット補助 356,000円 令和5年度(申請金額) 防護ネット補助 439,000円 令和6年度(申請金額) 防護ネット補助 396,000円	・シカ・イノシシ用である耐久性にすぐれ、広域的な防護柵設置を地区全体で取り組んでおり、整備が必要な箇所の内約80%の整備が進んでいるが、サル被害に対する防護が遅れている。
生息環境管理その他の取組	・果実くず埋設や草刈りの実施等 環境改善に向けた取組や啓発活動の実施。 ・耕作放棄地減少に向けた取組	・耕作放棄地の拡大

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

これまでは、村内の駆除依頼を受けた狩猟者に随時捕獲を許可してきた。平成19年度にはシカへの捕獲報償金を予算化し、平成25年度からはサルの捕獲報償金を加え捕獲の強化を図っている。

農林業者には、防護ネットの購入に対して一部補助し、被害防止の対策を行ってきた。しかしながら、狩猟者は年々減少及び高齢化し、捕獲体制が弱体化している。また、地域も高齢化・過疎化に伴い自主的な被害防止体制の確立が困難となってきた。これらを踏まえ、イノシシ、ニホンシカ、サル、カラスによる農林業被害を防止するために、村内全域での一斉駆除を実施、また、実施隊による狩猟者免許取得の啓発、防護柵の普及と防護資材に関わる補助制度の周知、集落点検見回り、追い払い、生息・被害調査、広報等の取組を行う。狩猟者の減少対策として奈半利町と連携し、狩猟者が互いの町村間で捕獲を行うよう取り組み、広域的な捕獲活動を行うことで、被害の防止又は軽減に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化等により捕獲体制が脆弱化しているため、農業従事者及び林業従事者等に狩猟者免許取得を勧めて狩猟者人口の拡大を図る

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル カラス	・捕獲報償金(イノシシ) 8,000円/頭 ・捕獲報償金(シカ) 8,000円/頭 ・捕獲報償金(サル) 30,000円/頭 ・捕獲報償金(カラス) 2,000円/羽
令和9年度	イノシシ シカ サル カラス	・捕獲報償金(イノシシ) 8,000円/頭 ・捕獲報償金(シカ) 8,000円/頭 ・捕獲報償金(サル) 30,000円/頭 ・捕獲報償金(カラス) 2,000円/羽
令和10年度	イノシシ シカ サル カラス	・捕獲報償金(イノシシ) 8,000円/頭 ・捕獲報償金(シカ) 8,000円/頭 ・捕獲報償金(サル) 30,000円/頭 ・捕獲報償金(カラス) 2,000円/羽

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては、令和3年度より有害捕獲が進み個体数の減少に伴い被害

面積及び被害金額が減少しているものの、(令和4年202頭、令和5年180頭、令和6年121頭)自然環境の変化及び耕作放棄地・村の農林業の状況を踏まえて捕獲を計画し、鳥獣被害防止総合交付金を活用し報奨金による狩猟者の意欲向上を図る。継続して捕獲檻の貸し出し等を行い、これまでの捕獲頭数以上の捕獲を目指し、年間130頭とする。

シカについても有害捕獲が進んでおり個体数の減少に伴い被害面積と被害金額が減少している。捕獲頭数(令和4年748頭、令和5年628頭、令和6年518頭)は個体数が減少したため、平成26年度のピーク後は減少傾向にある。また、奈半利町との連携捕獲を行い、狩猟者が互いの町村間で捕獲を行うよう取り組むことで、広域的な捕獲活動を行い、被害の防止又は軽減に努め、令和6年度の捕獲頭数以上の捕獲を見込み、年間630頭の捕獲を行う。

サルについては駆除ができる狩猟者が少なく、捕獲頭数も平成24年度までは実績が無かったが、平成25年度から捕獲報奨金を設けたことにより、捕獲を行う狩猟者が増えた。(令和4年50頭、令和5年42頭、令和6年41頭)しかしサルはシカやイノシシと比べ捕獲が難しいため、平成28年度より捕獲報奨金の増額を行い、狩猟者の捕獲意欲向上を目指し捕獲数の増加を図り、令和元年以降の捕獲数増加に伴い、被害額も減少傾向にある。今後も継続した捕獲活動を行うため、直近三カ年平均を上回る、年間45頭の捕獲を目標とする。

カラスについては令和3年度までは捕獲報償金の対象としていなかったが、令和4年度より捕獲報償金の対象とし、捕獲を行う狩猟者が増加している。(令和4年70頭、令和5年14頭、令和6年7頭)しかし、令和5年度以降は捕獲数が減少し、被害額も増加しつつある。今後も継続した捕獲活動を行うため、直近三カ年の平均程度の年間25羽の捕獲を目標とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	130	130	130
シカ	630	630	630
サル	45	45	45
カラス	25	25	25

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
個別被害の発生に応じて、有害鳥獣捕獲の実施。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
各種柵や罠の設置、散弾銃等による駆除が行われているにも関わらず、農作物被害が発生しているためライフル銃による駆除も必要である。また、狩猟者等を確保するための射撃教習の受講経費を行っている。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	防護フェンス 1,000m	防護フェンス 1,000m	防護フェンス 1,000m
シカ	防除ネット 3,000m	防除ネット 3,000m	防除ネット 3,000m
	防護フェンス 2,000m	防護フェンス 2,000m	防護フェンス 2,000m
サル	電気柵 1,000m	電気柵 1,000	電気柵 1,000m
カラス	該当なし	該当なし	該当なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度

イノシシ シカ サル カラス	被害を受けた関係者に対し、北川村鳥獣被害対策専門員と連携し、被害状況に応じた対策を指導する。	被害を受けた関係者に対し、北川村鳥獣被害対策専門員と連携し、被害状況に応じた対策を指導する。	被害を受けた関係者に対し、北川村鳥獣被害対策専門員と連携し、被害状況に応じた対策を指導する。
-------------------------	--	--	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル カラス	・果実くず埋設や草刈りの実施等環境改善に向けた取組や啓発活動の実施。 ・耕作放棄地減少に向けた取組
令和9年度	イノシシ シカ サル カラス	・果実くず埋設や草刈りの実施等環境改善に向けた取組や啓発活動の実施。 ・耕作放棄地減少に向けた取組
令和10年度	イノシシ シカ サル カラス	・果実くず埋設や草刈りの実施等環境改善に向けた取組や啓発活動の実施。 ・耕作放棄地減少に向けた取組

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

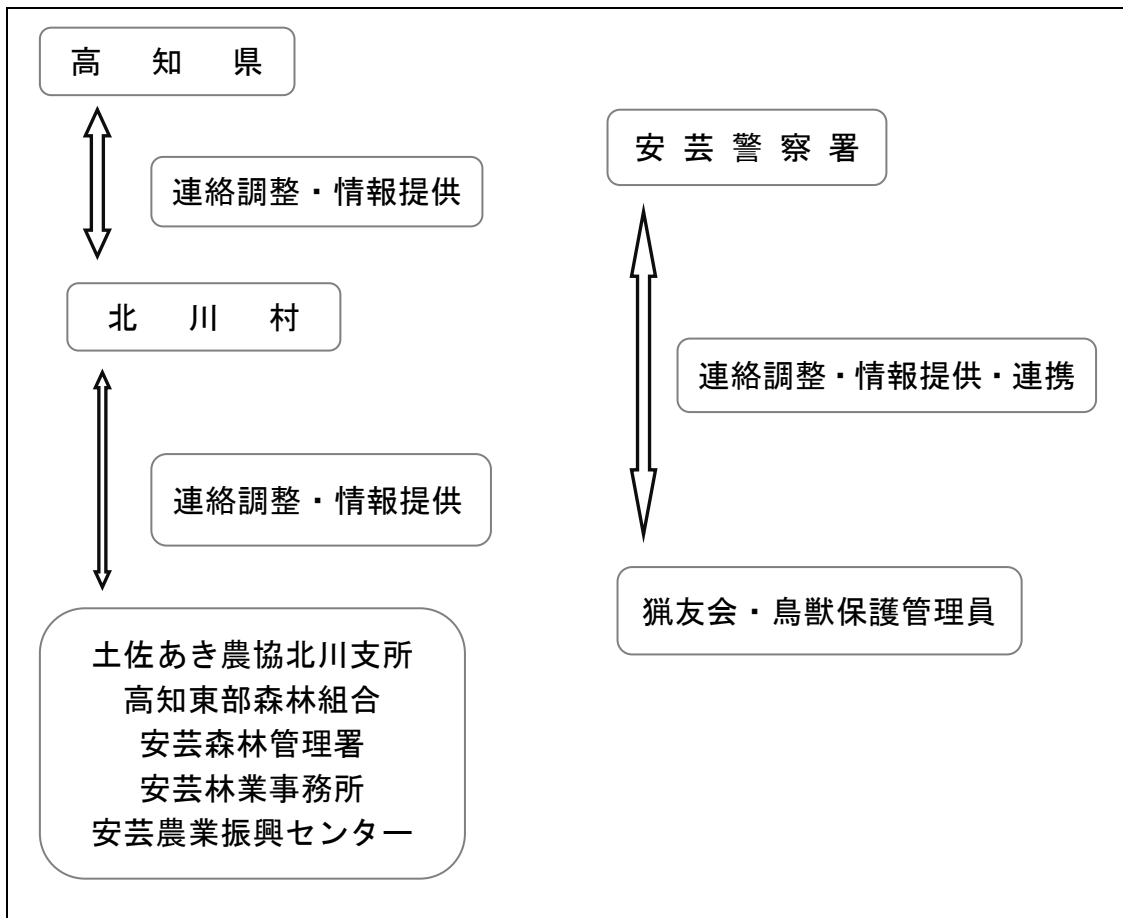
関係機関等の名称	役割
北川村経済建設課	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
中芸猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
高知県農協北川支所	農業被害に関する情報収集・提供
高知東部森林組合	林業被害に関する情報収集・提供
安芸森林管理署	国有林野における被害対策、情報収集・提供
安芸林業事務所	林業における被害対策、情報収集・提供
安芸農業振興センター	農業における被害対策、情報収集・提供
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、

猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は食用としない場合、捕獲場所で適切に埋設していく。食用とする場合であっても、廃棄部分は適切に埋設・焼却処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した個体は村内解体所で解体し、食肉は村内イベントでの提供や地元の観光施設等へ販売を行い活用する。また、消費者に食用肉としての認識を深めてもらうよう取り組み、年間50頭分の食用肉としての解体を目標とする。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有害鳥獣対策として捕獲した鳥獣のジビエ活用を移住者や若い世代等へ推進する。
---------------------------------------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	北川村有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
北川村経済建設課	事務局、全般
鳥獣保護管理員	鳥獣年間捕獲等実施計画、予察
中芸猟友会	鳥獣捕獲班の編成、予察
高知県農協北川支所	農業被害の状況及び対策検討
高知東部森林組合	林業被害の状況及び対策検討
安芸森林管理署	国有林野における被害防止対策
安芸林業事務所	林業における被害防止対策

安芸農業振興センター	農業における被害防止対策
------------	--------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	該当なし

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日 : 平成26年2月設置
任期 : 2年間
構成 : 市町村職員1名
実施隊が行う被害防止施策 : 集落点検見回り、生息・被害調査、 広報、啓発等
事務局 : 北川村経済建設課

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし
------

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止のため有害捕獲を行う狩猟者に対し、捕獲した個体の有効活用を行うように推進するとともに、捕獲の際の猟銃等による事故防止のために周囲確認の徹底の周知に努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。